

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議
(略称 藤沢エコネット)

2008年 8月 1日

第171号



主 事
な 記
事
・ バイクライフですべてを変える
・ 「L字形パターン」 前者の轍を踏むな
・ 組み替え遺伝子を用いる研究について
・ 環境フェア 2008 から

事務局〒 252-0816 藤沢市遠藤8 4 9-9 青柳

☎ / F A X 0466-87-4922 (夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

ごみの減量「L 字型パターン」 — 前者の轍を踏むな —

先頃、多摩地域では、ごみ関連で「L」字型パターンという言葉があることを知った。20にのぼる多摩地域の自治体が、ごみ減量の切り札として有料化を導入したが、直後はごみ量が劇的に減少したものの、その後は横這い、棒グラフ化すると共通してアルファベットの「L」字型になっていることを自嘲的に言うようである。

有料化はこのパターンをもたらす危険性を、私たちは有料化反対運動を通じて、言及し続けてきた。

藤沢市が有料化の先進モデルとして引用してきた日野市は、同時にL字型パターンの良い見本となっており、同市のホームページにも堂々と掲載されている。

藤沢市がこの程発表した有料化導入後6ヶ月間(2007年10月～2008年3月)の家庭ごみ収集量は、前年同期比21.4%、不燃ごみは同じく48.5%の減少で、合算すると前年比25.1%の減少。

一方資源物はわずか2.8%の増加。上記の3分類を合わせた家庭系排出量は前年比17.2%の減量である。再び日野市を例に引くと導入後1ヶ年の可燃・不燃の合算は前年の51%減、家庭系排出量は34.3%である。

藤沢市では早くから行政・協力事業者・住民の協働による分別収集がすすみ、他市のように劇的な減少など期待できない。また、2010年の減量目標値は3者協働の強化により、有料化しなくとも達成できることを私たちは唱えてきたが無視されている。

ごみ有料化の推進者で著名な東洋大学山谷教授も、先般あるセミナーでL字型パターンの存在を認め、その対策は減量対策の多角化を図ることとされたほかは多くを語られなかった。7年遅れで同じコースに立った藤沢市が如何に多摩諸市の轍を踏まないで目標値まで完走するか、刮目して待つ。

(村上 清 記)



このようにただ歩道に線を引いて、車道側に自転車を通すようなのは、成功しにくいようです。歩行者が上り下りに使ったり、自転車もどこを走るべきかわかりにくいです。おまけに車道が狭くなって路肩を自転車が走りにくいと、自転車レーンのつもりがいろいろと困ってしまうのです。



この場合は植木や電柱で自転車道と歩道を明確に分けて、自転車レーンとして成立しています。あとは一方通行が指示されて守られれば完璧です。



これは歩道の中に自転車レーンを設置するのではなく、道路に自転車専用の道を作っているものです。やはりやるならこれくらいしっかりと自転車専用道を作って、車と同じ方向への一方通行として歩行者、自転車、車とわけないといけませんね。あとはルールとマナーを守って、快適な自転車生活を♪ (青木正美)



バイク（自転車）ライフですべてを変える



人力のみではもっとも早く、身体への負担少なく遠くに、体力作りにも効果的、移動時は石油等のエネルギーも使用せず、環境負荷の低さも際立つ自転車に乗って街から街を抜けていく。バイシクル（通称バイク。オートバイはモトと呼ぼう）での移動はその他の交通機関に比べたらとても気軽な上、スポー

ツとしてみたら、家を出たらそこはすべてフィールド。ペダルを強く踏まず、回転数を上げる意識で進めば筋肉痛などの身体への負担も少なく、心肺も鍛えられる。もちろんガソリンや電気を使わないので環境負荷は考えられないほど低く、当然交通費はかからない。

そんなバイク（自転車）、それももっとも効率よく走れるロードバイクに乗るならヘルメットやグローブは必要。夜間走行なら前と後ろのライトは必ず。もちろん通行時や駐輪でのルールとマナーは絶対守ろう。飲酒運転や傘を持ったり携帯電話を持つての片手運転もご法度だ。駐輪するのも便利でお金もかからないバイクなら仕事も遊びも効率的に回れる。排ガスを出さないのも罪悪感もないのも嬉しい。そして高騰するガソリン代も気にしないしね。温暖化防止にも、ヒートアイランドも防げるし、バイク文化、自転車道、駐輪場などの必要性もぜひ考えて、バイクが乗りやすい街をつくっていきたい。だから、

せっかく自転車道を作るなら

自転車乗る人も、歩く人も、車を運転する人にも配慮された道を望むのです。

改正道交法によって、今後はきちんと自転車に乗る事を求められるはずです。ただし原則、自転車は車道を通行すること（お年寄りとお子様は歩道も可）、これを守りきることはロードバイクでない限り、路上駐車もあってかなり危険。だから自転車道（レーン）が必要なのですが、



「漏れると危険なウイルス・遺伝子組み換え巨大実験施設が人口密集地に！」学習会報告

7月3日、武田薬品が計画している藤沢・鎌倉市境に建設予定のP3実験施設をもつ研究所が、どのようなものなのか、遺伝子組み換え実験とはどのようなことをするのかについて学習をし、行政・武田薬品への要望書を提案する会を開催した。

県がおこなっている環境影響評価の公聴会が5日に迫る中、公聴会に公述する人や近隣自治会の人等、約30人が参加して行われた。

まず、日本科学者会議の事務局次長であり、元・産業技術総合研究所の松井安俊氏が、以前従事した、有害な化学物質を微生物によって分解する技術について、その研究で用いた遺伝子組み換えの概略を話していただいた。

除草剤（化学物質）を含む排水の処理に活用するため、それを分解する微生物を見つけ出してその遺伝子を取り出して大腸菌に導入、確保しておくという流れで研究をおこなった。今は、遺伝子の導入に用いる大腸菌はキットとして市販されている。

研究施設は遺伝子組換え微生物が外部に漏れないようにした実験条件（P2レベル）でおこなった。

研究には、研究自体の安全と周囲の環境の保全や生命の安全を担保し、社会的規範や倫理に適合しなければならない。

安全確保のために、2003年に「遺伝子組み換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が制定された。

遺伝子組み換え生物等の拡散防止措置には、生物学的封じ込めと物理的封じ込め（P1～P4レベル）がある。

研究開発二種省令に適用するP3レベルというのは、表1、表2に示すようなクラス分け1～4で、クラス3にあたる「病原性が高く、その伝播性は低い」とされる微生物を扱う場合の拡散防護レベルで、サルモネラ菌やHIV、SARSなどのウイルスが挙げられている。

P4レベルでは、P3に加え、脱衣してシャワーを浴びる部屋が設けられ、遮蔽空間（グローブボックス）内の操作という、拡散防止強化がされる。

安全キャビネットについているHEPAフィルターは、 $0.3\mu\text{m}$ 以上のものを99.97%除去するとされるが、その性能を規格通りに維持、管理する必要がある。

事故による危険性では、地震などの天災の時のほかに、人為的エラーがいろいろ起きている。

次に藤沢エコネットの小林麻須男氏が研究所内は安全だが、周辺に漏れる可能性がある排気排水を大量に出す武田薬品に対し、また県・市への要望、12項目の要望書案を提案した。

会場からの意見で、鎌倉市では議員勉強会が行われ、武田薬品から8人参加したが、条例がない限り法令以上のことはしないということだったので、条例の必要性を感じたという。

湘南の人口密集地に立地するので、安全安心な研究所であってほしいものである。

（文責 青柳）

表1

研究開発二種省令での第二種使用等＝「環境中への拡散を防止する措置をとった上で行う遺伝子組み換えなどを用いて行う行為」

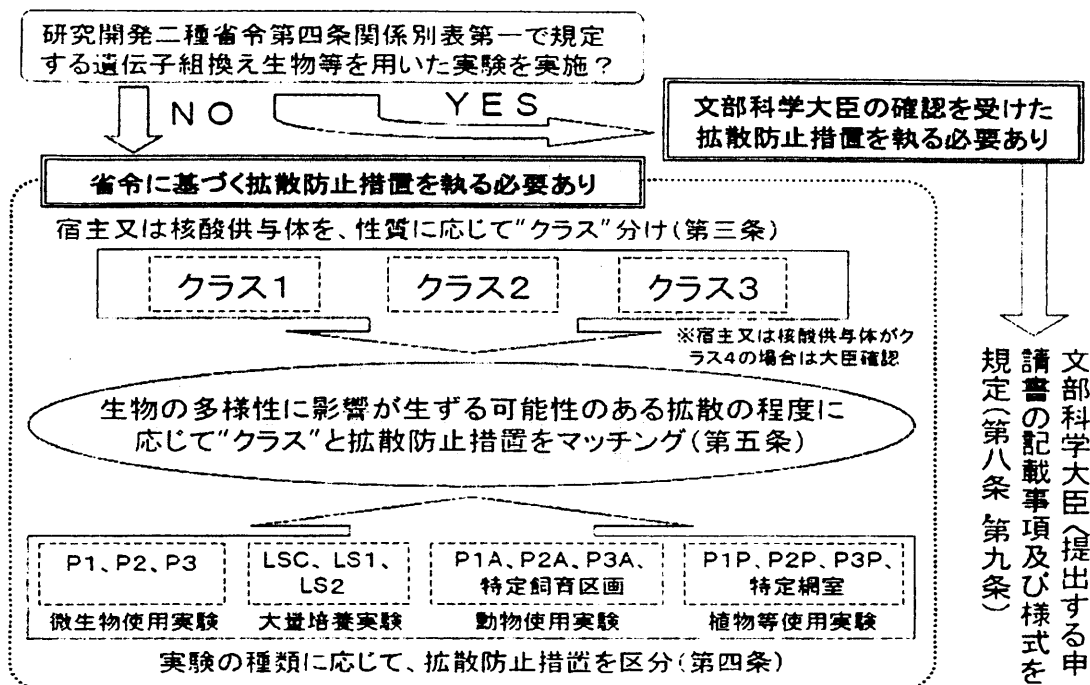


表2

宿主と核酸供与体の実験分類

① 微生物、きのこ類及び寄生虫の実験分類

		クラス1	クラス2	クラス3	クラス4
病原性(※)		なし	低	高	高
伝播性(※)				低	高
微生物	原核生物及び真菌	病原性がないもの	Actinomyces bovis, Bacillus cereus, Mycobacterium fortuitum など	Salmonella typhi, Bacillus anthracis, Coxiella burnetii など	規定なし
	ウイルス及びウィロイド	Avian astrovirus, Fish virus, Plant virus など	Akabane virus, Avian pox virus, Ibaraki virus など	HIV, SARS coronavirus, West Nile virus など	Cote d'Ivoire Ebola virus, Lassa virus, Marburg virus など
	原虫	病原性がないもの	Babesia abovis, Eimeria acervulina, Nosema apis など	規定なし	規定なし
寄生虫		病原性がないもの	Acarapis woodi, Distyocaulus viviparus, Fasciola hepatica など	網掛け部の具体的な名前については、研究開発二種告示で規定	

ふじさわ環境フェア2008が開かれました。

6月28、29日に開かれたふじさわ環境フェア2008は計6000名を超す参加者でにぎわいました。13企業、28団体、4学校関連、環境省など17行政、合計62参加団体が出展・参加しました。あいにくの雨模様でしたが、ピロティー、小ホール、第1第2展示ホール、会議室と、会場が手狭になるほどでした。

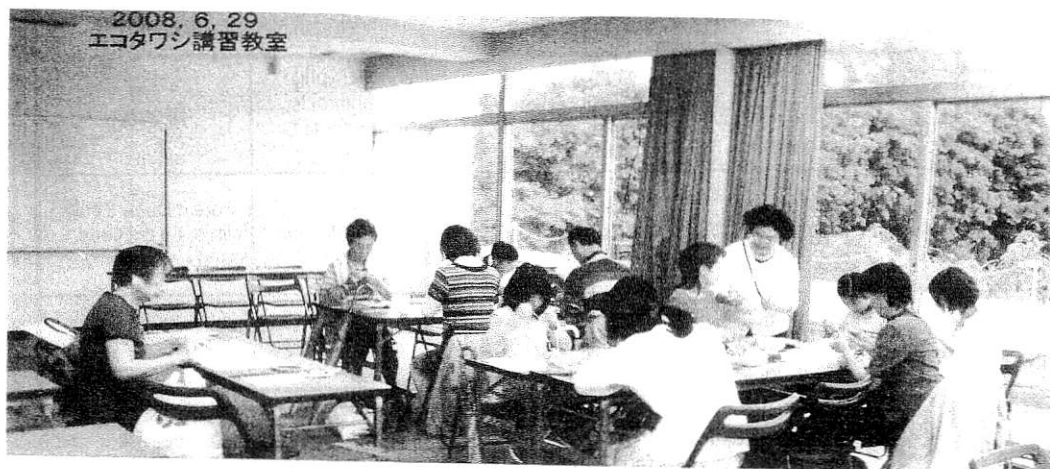
今年は南北商店街がチラシ、ポスター協力をしていただき、南商店街では、のぼり旗で一週間宣伝協力しました。次年度はさらに宣伝・協賛へ期待しています。藤沢には、大学が複数あるに関わらず、参加大学が日本大学のみだったのは残念に思いました。

企画委員12人、年明けから月1~2回ペースで会合を開いて準備してきました。小ホール企画は早めに有名人や出し物など準備しなければならないので、事務局主導になりがちです。早めに企画を提案する必要がありますがありました。

同日に、地球温暖化協議会の総会が開かれ、振動で発電する機械が紹介されました。大量に発電しなくとも、自分が歩いているうちに蓄電し、それを携帯電話などに充電するというアイディアはこれからの省エネルギー、自然エネルギー活用の方法として、将来性があると思いました。費用が安く、誰でもすぐに自然エネルギーを生活の一部分で活用していったら、総量としては大きな自然エネルギーへの移行ができるのではないのでしょうか。この振動エネルギー実験は展示会場で体験できました。他に協議会会員による省エネコンセンソの工作やアクリルたわし作りも行われました。

また同日、藤沢エコネットによる研究プロジェクト「地球温暖化藤沢への影響」(仮)が立ち上がりました。藤沢の温暖化ガス削減の具体的計画作りに向け、まず、行政の資料を用いて、産業別、企業別にCO₂がどれだけ排出されているかを調べていく計画です。

(青柳)



藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会より

第9回裁判経過（7/7）

金沢地裁判決を根拠とした藤沢市のごみ有料化適法論を全面的反論

7月7日の第9回裁判では、原告が、当時金沢市のごみ有料化条例並びに金沢地裁判決全文など9点を証拠書類として提出し、金沢地裁判決をごみ有料化の適法性を根拠としていた藤沢市の備書面を全面的に反論しました。

主な論点は

- ①金沢地裁判決は、藤沢市のごみ有料化条例の適法性の根拠とならない。
- ②経済的インセンティブのための藤沢市のごみ有料化と金沢地裁判決は両立しない。
- ③金沢地裁判決は、「訴の取り下げ」がされており既判力を有さない。

等々を主張したものです

原告が提出した9点の証拠書類

- ①昭和35年金沢市清掃条例
- ②同上金沢市広報943号
- ③金沢裁判昭和41年判決の全文
- ④昭和36年金沢市清掃条例施行規則（金沢市広報970号）
- ⑤同上施行規則「ごみ・もえがら収集世帯届」
- ⑥ー1「昭和37年当時の金沢市のごみ収集を依頼した世帯数と自己処理を申請した世帯数」 ⑦同上ー2
- ⑧昭和41年5月12日、「訴取下げ」により金沢地裁判決が既判力を持たないことを示す金沢地裁保管判決原本閲覧陳述書
- ⑨その後、金沢市はごみ等の手数料を廃止したことを示す、昭和41年4月1日付金沢市清掃条例。



裁判長も、金沢地裁判決は既判力の無いことを認めました

民事訴訟法第261条による当事者双方の合意に基づく「訴取下げ」によって裁判そのものが消滅している。前回の裁判では、原告がこの点を裁判長にただしたところ、裁判長もこれを認めました。藤沢市は金沢地裁判決を根拠にごみ有料化適法性を主張し、環境省もこれを根拠として有料化を指導してきたものですが、その根拠が崩れたことは、決定的に重要な結論です。

原告が申請した熊本一規（明治大学教授）と環境省廃棄物対策課担当者の証人は不採用となりました。

毎日新聞7/8記事では、『熊本教授は金沢裁判の事情に詳しく、環境省が04年～05年金沢裁判判決を基に有料化条例を自治体に勧めていたという。当時有料化を推進した由田秀人環境省廃棄物リサイクル対策部長は「条例制定は市町村が独自で決めたこと」と反論している』との掲載がありました。

次回、市側からの証人として吉田環境部長の証人尋問が決まりました。

原告・被告とも約20分の予定です

次回裁判 9月8日（月）15:00～ 横浜地方裁判所

多くのがたの傍聴をお願いします

武田問題対策連絡会

武田薬品研究所建設に伴い県環境影響評価の公聴会や学習会、説明会が7月に行われました。地元の3kmが範囲内です。

武田薬品新研究所は排気、排水、バイオなど問題を多く残したままになっています。周辺住民の要望が届くようにと、鎌倉地区と藤沢地区合同の連絡会が発足しこれからの対策をしていきます。建設地の周辺の方はどうぞご参加下さい。そしてご意見をおまちしています。

日時 8月10日(日) 14:00～
場所 学習文化センター



ごみ有料化裁判(第10回)

多くの方の傍聴をお願いします

9月8日(水) 15時から 横浜地方裁判所

問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎44-2652

藤沢探鳥クラブ探鳥会

☆ 境川・柏尾川から川名新林公園へ
初めてのかた大歓迎!

8月3日(日) 8:00～11:00ごろ

藤沢駅南口名店ビル地下道入り口付近集合

☆室内イベントの集い

鳥のビデオを見たりゲームで楽しく!

8月17日(日) 13:00～

市民活動推進センター



藤沢エコネット

エコネットニュース7月号(170号)の記事に誤りがありました。

2ページ28行目①排出量取引COP8→Cap & Trade

30行目③→Clean Development Mechanism

訂正しお詫び申し上げます。

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 8月13日(水) 17:30～ 市民活動推進センターにて

《編集後記》暑い日が続いている。いま、停電になったら!と考えると、明かりはもちろんお風呂は使えず、冷蔵庫やパソコン、エアコン、テレビなど電気に依存した生活が分かる。涼を求めて軽井沢へ行ったときのこと、カミナリと雨で停電し5時間ほど暗闇で過ごしたが、宴会も夜食も何と白けたものだったか。微かなローソクの明かりでスローな生活を味わった。涼しい場所であったのが救われた。まだまだ続く暑さに負けないように! (H)